

航空自衛隊若年定年退職者給付金支給規則

[平成21年6月3日 航空自衛隊達第18号
航空幕僚長 空将 外薦健一朗]

改正	平成23年8月15日	航空自衛隊達第32号	令和元年6月27日	航空自衛隊達第14号
	平成26年10月17日	航空自衛隊達第77号	令和元年12月25日	航空自衛隊達第27号
	平成27年3月26日	航空自衛隊達第9号	令和3年3月29日	航空自衛隊達第34号
	平成30年3月16日	航空自衛隊達第3号	令和5年3月31日	航空自衛隊達第20号

航空自衛隊若年定年退職者給付金支給規則を次のように定める。

航空自衛隊若年定年退職者給付金支給規則（登録報告）（登録外報告）
(趣旨)

第1条 この達は、航空自衛官であった若年定年退職者（以下単に「若年定年退職者」という。）に支給する若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）に係る手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部隊等 編制部隊、独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関（航空幕僚長の監督を受ける自衛隊地区病院を含む。）及び地方機関並びに航空幕僚監部をいう。
- (2) 基地業務担当部隊等 基地司令及び基地業務に関する訓令（昭和41年航空自衛隊訓令第1号）第6条に規定する基地業務を担当する部隊等をいう。
- (3) 応募認定退職 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号。以下「法」という。）第27条の2第2号ロの規定により退職することをいう。
(若年定年退職者申出書の送付等を行う部隊等の指定)

第3条 若年定年退職者給付金に関する省令（平成21年防衛省令第5号。以下「省令」という。）第2条第1項の規定による航空幕僚長の指定する部隊及び機関は、部隊等とする。

(若年定年退職者の発生の通知)

第4条 省令第2条第1項（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による通知は、若年定年退職者発生通知書により行うものとし、防衛省人事・給与情報システム（以下「人給システム」という。）により作成するものとする。

- 2 前項に規定する若年定年退職者発生通知書には、扶養手当認定簿の写しのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類等を添付しなければならない。
 - (1) 若年定年退職者が法第27条の2第2号又は第3号に該当する場合 人事発令通知書の写し
 - (2) 若年定年退職者に退職の日以前の直近の昇給日から退職の日までの間、降任、停職、減給、病気休暇、介護休暇、休職又は育児休業（部分休業を含む。）、自己啓発休業又は配偶者同行休業の事実があった場合 その事実、期間等を証明する書類
 - (3) 法第27条の11第3項に規定する長期在職自衛官が勤務延長期間内に死亡した場合 死亡診断書、死体検案書その他その者の死亡を証明することのできる書類のほか、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類等
ア 紙付金の支給を受けることができる者が遺族である場合 その遺族と死亡した若年定年退職者との身分関係を明らかにする戸籍謄本又は戸籍記載事項証明書並びにその遺族が死亡した若年定年退職者によって生計を維持していたことを証明する書類

イ アに掲げる遺族である場合において、その遺族が若年定年退職者の死亡当時、
事実上婚姻関係にあった者であるとき その事実を証明する書類

ウ アに掲げる遺族である場合において、同順位者が二人以上で、その一人に給
付金の全額が支給されることを希望するとき 他の同順位者全員の同意書

エ 納付金の支給を受けることができる者が相続人である場合 死亡した若年定
年退職者との身分関係を証明する書類

(給付金支給機関の指定)

第5条 省令第3条第1項の規定による航空幕僚長が指定する給付金支給機関は、若
年定年退職者が退職時に所属していた部隊等が所在する基地の基地業務担当部隊等
とする。この場合において、当該部隊等が分屯基地に所在するときは、基地司令及び
基地業務に関する訓令第2条第2項に規定する当該分屯基地の属する基地の基地
業務担当部隊等とする。

2 前項の場合において、若年定年退職者が退職時に所属していた部隊等が航空自衛
隊以外の部隊又は機関であったときの前項の給付金支給機関は、幹部自衛官であつ
た者については航空中央業務隊、准空尉又は空曹であった者については退職時の任
免権者の属する部隊等が所在する基地の基地業務担当部隊等とする。

(給付金の支払者)

第6条 納付金は、原則、官署支出官が支払うものとする。ただし、官署支出官が支
払うことができない場合は、前条の規定により給付金支給機関に指定された基地業
務担当部隊等の資金前渡官吏（分任資金前渡官吏を含む。以下単に「資金前渡官吏」
という。）が支払うものとする。

(給付金及び一括支給の給付金の支給の手続)

第7条 省令第5条に規定する若年定年退職者給付金支給調書（以下「支給調書」と
いう。）は、人給システムにより作成するものとする。ただし、人給システムによ
り支給調書が作成出来ない場合は、人給システムの様式を用いて作成するものとす
る。

2 法第27条の3第1項（法附則第12項の規定により読み替えて適用する場合を
含む。）に規定する給付金のうち偶数回に支給する給付金において、法第27条の
4第1項（法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定
する年における所得金額が別に示す簡易支給調整下限額未満の場合には、当該給付
金に係る若年定年退職者給付金支給調書（第2回目の給付金支給用－その2）及び
若年定年退職者給付金支給調書（第4回目の給付金支給用－その2）の作成を省略
することができる。

3 納付金支給機関の長は、支給調書をその関係する若年定年退職者に係る省令第1
条（省令附則第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下
同じ。）及び第18条（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含
む。以下同じ。）に規定する支給期月に作成するとともに、当該支給期月の4日ま
でに、資金前渡官吏に送付し、資金前渡官吏は官署支出官へ支給調書のデータを送
信（資金前渡官吏が支払う場合を除く。）するものとする。

4 官署支出官又は資金前渡官吏は、前項の規定により支給調書を受理した場合は、
同項に規定する支払期月に給付金を支払うとともに、必要な事項を記載した支給調
書の写しをその支払を受ける者に送付するものとする。

(給付金の返納の手続)

第8条 省令第5条に規定する若年定年退職者給付金返納調書（以下「返納調書」と
いう。）は、人給システムにより作成するものとする。ただし、人給システムによ
り返納調書が作成できない場合は、人給システムの様式を用いて作成するものとす
る。

2 納付金支給機関の長は、返納調書をその関係する若年定年退職者に係る省令第1
条第2号（省令附則第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含
む。）及び第18条に規定する給付金の支給期月に作成するとともに、当該支給期
月の4日までに、資金前渡官吏に送付するものとする。

- 3 資金前渡官吏は、前項の規定により返納調書を受理した場合は、その内容を確認の上、必要な事項を記載した返納調書を給付金支給機関の長に送付するものとする。
- 4 給付金支給機関の長は、前項の規定により返納調書を受理した場合は、若年定年退職者給付金返納通知書（別紙様式第1）を作成し、返納調書の写しを添付して当該給付金の全部又は一部を返納すべき者に送付するとともに、関係法令の定めるところにより債権管理手続を行うものとする。

（給付金の追給の手続）

第9条 省令第5条に規定する若年定年退職者給付金追給調書（以下「追給調書」という。）は、人給システムにより作成するものとする。ただし、人給システムにより追給調書が作成できない場合は、人給システムの様式を用いて作成するものとする。

- 2 給付金支給機関の長は、追給調書をその関係する若年定年退職者に係る省令第14条（省令附則第2項及び第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する追給の期月に作成するとともに、当該追給の期月の4日までに、資金前渡官吏に送付し、資金前渡官吏は官署支出官に追給調書のデータを人給システムにより送信（資金前渡官吏が支払う場合を除く。）するものとする。
- 3 官署支出官又は資金前渡官吏は、前項の規定により追給調書を受理した場合は、同項に規定する追給の期月に給付金の支払いを行うよう処理するとともに、必要な事項を記載した追給調書を給付金支給機関の長に送付するものとする。
- 4 給付金支給機関の長は、省令第13条の規定による通知を行うに当たっては、若年定年退職者給付金追給通知書に前項の規定により受理した追給調書の写しを添付するものとする。

（所得届出書の用紙の送付）

第10条 給付金支給機関の長は、法第27条の6第1項（法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により所得の届出をなすべき者に対して、同項に規定する年の1月31日までに省令第7条第1項（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合及び省令第20条第2項（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）に規定する所得届出書の用紙を送付するものとする。

（所得届出書が提出されない場合における調査の結果報告）

第11条 給付金支給機関の長は、省令第8条第6項（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による報告を行うに当たっては、航空幕僚長（厚生課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

（所得届出書の未提出者に対する給付金の支給の手続）

第12条 省令第11条第3項の規定（省令附則第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。次条において同じ。）により支給の手続を行う場合における第7条第3項及び第4項の規定の適用については、同条第3項中「その関係する若年定年退職者に係る省令第1条及び第18条に規定する支給期月に作成するとともに、当該支給期月の4日までに、」とあるのは「速やかに」と、同条第4項中「同項に規定する支給期月に」とあるのは「速やかに」とする。

（所得届出書の未提出者に対する給付金の返納の手続）

第13条 給付金支給機関の長は、省令第11条第3項の規定により返納の手続を行う場合には、その内容を資金前渡官吏に通知するとともに、関係法令の定めるところにより債権管理手続を行うものとする。

（若年定年退職者が禁錮以上の刑に処せられた場合等の返納の手続及び報告）

第14条 給付金支給機関の長は、省令第17条の規定による返納の手続を行う場合には、その内容を資金前渡官吏に通知するとともに、関係法令の定めるところにより債権管理手続を行うものとする。

- 2 給付金支給機関の長は、省令第17条第6項の規定による報告を行うに当たっては、航空幕僚長（厚生課長気付）に報告するものとする（登録外報告）。

（記録）

第15条 給付金支給機関の長は、人給システム上により若年定年退職者給付金支給台帳及び若年定年退職者給付金個人記録簿をそれぞれ作成し、給付金の支給及び返納並びにこれらに関する書類の処理の状況等を記録するものとする。
(書類等の保存)

第16条 給付金支給機関の長は、前条に規定する記録並びに支給調書、返納調書及び追給調書を30年保存しなければならない。
(報告)

第17条 給付金支給機関の長は、毎年5月31日までに、前会計年度における給付金の支給状況等を別紙様式第2により航空幕僚長(厚生課長気付)に報告するものとする(05-V17(D))。この場合において、当該報告には、支給調書(法第27条の4(法附則第13項、第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による給付金の額の調整を行った場合に限る。)、返納調書及び追給調書のそれぞれ写しを添付するものとする。

附 則

- 1 この達は、平成21年6月3日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 航空自衛隊若年定年退職者給付金支給規則(平成2年航空自衛隊達第32号)は、廃止する。

附 則(平成23年8月15日航空自衛隊達第32号抄)
(施行期日)

- 1 この達は、平成23年8月15日から施行し、同年4月1日から適用する。
附 則(平成26年10月17日航空自衛隊達第77号)
- 1 この達は、平成26年10月17日から施行する。
- 2 この達の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則(平成27年3月26日航空自衛隊達第9号)

- 1 この達は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この達の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる。

附 則(平成30年3月16日航空自衛隊達第3号)

- 1 この達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 別紙様式第1の改正規定 平成30年4月1日
 - (2) 別紙様式第2の改正規定 平成30年5月1日
- 2 この達の施行の際に現に存する改正前の様式による用紙は、当分の間、これを修正した上で使用することができる

附 則(令和元年6月27日航空自衛隊達第14号)
(施行期日)

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この達の施行の際、この達による改正前の達に定める様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和元年12月25日航空自衛隊達第27号)
(施行期日)

この達は、令和2年1月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日航空自衛隊達第34号)
(施行期日)

この達は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日航空自衛隊達第20号)
(施行期日)

この達は、令和5年4月1日から施行する。

別紙様式第1 (第8条関係)

発簡番号
発簡年月日

若年定年退職者給付金返納通知書

殿

(給付金支給機関の長)

貴殿に係る若年定年退職者給付金については、先般御報告いただきました所得に基づき算定いたしましたところ、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第27条の4第3項（法附則第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び同第27条の11第6項（法附則第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により 年 月 日に支給した給付金のうち、下記の額を返納いただくことになりましたので通知します。

なお、別途納入告知書が送付されますので、その指示に従ってください。

記

返納金額 円

細部計算内訳は、同封の若年定年退職者給付金返納調書のとおりです。

注：用紙の大きさは、日本産業規格A4列4番とし、縦長に使用する。

別紙様式第2 (第17条関係)

発 簡 番 号
発 簡 年 月 日航空幕僚長 殿
(厚生課長氣付)

(給付金支給機関の長)

若年定年退職者給付金支給等状況報告書 (年度分)
(05-V17(D))

(その1 (法附則第12項の規定により読み替えられた法第27条の3第1項に規定する前期算定基礎期間に対する支給等))

区分	支 給 額												法第27条の7 追 給	合 計		
	第1回目の 給 付 金		第2回目の給付金				一括支給の給付金									
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円				
1 佐																
2 佐																
3 佐																
1 尉																
2 尉																
3 尉																
准 尉																
曹 長																
1 曹																
2 曹																
3 曹																
小 計																
1 佐																
2 佐																
3 佐																
1 尉																
2 尉																
3 尉																
准 尉																
曹 長																
1 曹																
2 曹																
3 曹																
小 計																
合 計																

注：1 階級は、若年退年退職者の退職又は死亡した日における特別昇任前の階級とする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし、横長に使用する。

(その2(法附則第12項の規定により読み替えられた法第27条の3第1項に規定する前期算定基礎期間に対する支給等))

(その3 (法附則第12項の規定により読み替えられた法第27条の3第1項に規定する後期算定基礎期間に対する支給等))

(その4(法附則第12項の規定により読み替えられた法第27条の3第1項に規定する後期算定基礎期間に対する支給等))

(その5 (定年が年齢60年以上とされている若年定年退職者に対する支給等))

(その6 (定年が年齢60年以上とされている若年定年退職者に対する支給等))